

松江市ガス事業経営検討（検証）委員会設置要綱

（設置）

第1条 平成18年11月24日に松江市ガス事業経営検討委員会が行った答申を基本とし、その内容等を検証するため、松江市ガス事業経営検討（検証）委員会を設置する。

（構成）

第2条 委員会は、ガス局長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員は、10名以内とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、令和元年5月24日から松江市ガス事業設置者である松江市長に報告するまでとする。

（役員）

第4条 委員会に次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）副会長 1名

（役員を選出方法）

第5条 会長及び副会長は、委員の互選とする。

（役員職務）

第6条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議の開催等）

第7条 委員会は、会長が招集し議長となる。

2 委員会は、民営化の目的、手法、時期のあり方などの達成状況の検証を行う。

3 委員会は、助言を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

（事務局）

第8条 事務局は、松江市ガス局営業総務課に置く。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

1 この要綱は、令和元年5月24日から施行する。